

小城郡合併協議会専門部会設置要領の一部を改正する要領

(小城郡合併協議会専門部会設置要領の一部改正)

小城郡合併協議会専門部会設置要領(平成14年9月1日小城郡合併協議会長制定)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改正する。

別表(第3条関係)

専門部会名	関係所管課長			
	小城町	三日月町	牛津町	芦刈町
総務部会	総務課長	総務課長	総務課長	総務課長
議会部会	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長
税務部会	税務課長	税務課長	税務財政課長	税務課長
教育部会	生涯学習課長	教育次長	生涯教育課長	教育次長
企画財政部会	財政課長	企画情報課長	きらめきまちづくり推進室長	地域振興課長
住民部会	健康増進課長	住民課長	住民健康課長	住民環境課長
福祉部会	町民福祉課長	保健福祉課長	福祉課長	福祉課長
農林水産部会	農業林務課長	農政課長	産業経済課長	農業振興課長
商工観光部会	商工観光課長	企画情報課長	産業経済課長	地域振興課長
建設部会	建設課長	建設課長	建設下水道課長	建設課長

附 則

この要領は、平成16年1月1日から施行する。